

閱覽用

令和元年 第7回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年 7月 3日
神崎市農業委員会

令和元年 第7回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月3日(水) 午後1時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	欠
13	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 中原和之委員 7番 樋口光輝委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 非農地証明について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 所有権設定関係について 1件

- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 1件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
3件
報告第2号 非農地通知について 1件
報告第3号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)に
ついて 2件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次

6. 会議の概要

事務局長

皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、また、お足元悪いなか、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和元年 第7回 神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長のご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、こんにちは。

雨になりましたけども、皆様の田植えや、その後のことは上手くいってありますでしょうか。

また、山の方は、雨が少なく、田植えできないとかお聞きしていますが、では、只今から、令和元年 第7回神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

欠席届が12番 真島委員より提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 中原委員と、7番 樋口委員を指名します。
よろしくお願いいたします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 非農地証明について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 所有権設定関係について 1件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 14件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 3件

報告第2号 非農地通知について 1件

報告第3号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について
2件

以上、5議案の21件と、3報告の6件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町下板字〇〇 〇〇番の畑1筆45㎡と、農地以外の3筆725.12㎡を一体利用した合計770.12㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和元年9月30日の完了予定です。

権利の内容は「所有権の移転」で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分については「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内的の農地で、その規模が概ね10ha未満である」ことから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

本件は、現地は既に碎石を搬入されていたので、現地確認や申請者へ農地法を遵守するよう指導を行った上で、現地写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出させています。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、事前着手されていますが、周囲に支障が無いよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の8番 國部委員のご意見をお願いします。

8番 國部委員

【地区担当委員の意見】

はい、8番の國部です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

6月29日に、地権者と申請者と地区担当の推進委員との4人で、現地の状況や転用の内容などを確認したところですが、申請地は畑ですが、地権者は、今は手つかずの状態であって、申請者の家の前の土地でしたので、以前より申請者が管理をされていたということで、そういったことから、仮設で事業目的の用途に使わせてもらっていたということを知り及んでおります。

ですので、私は、周囲の状況からしても問題がなく、事業目的に適している土地だとは思いますが、既に碎石を搬入されてしまっていたので、転用は許可が下りてからしか実施したらいかんとよと、申請者にもあらためて言い聞かせたところでしたので、みなさまのご審議をよろしく願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。

おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第1号、受付番号2を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

議案第1号 受付番号2番、申請地の所在は千代田町境原字〇〇 〇〇番の畑1筆340㎡と、宅地689.27㎡を一体利用した合計1,029.27㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和元年10月31日の完了予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成31年2月に決定済みであり、農地区分については、申請地は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地に該当しますが、農地転用基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」が該当します。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図、見積書、金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員

【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりで、私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容、排水の状況、そして面積などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されていると思われ、地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。

おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第 2 号 農地法第 3 条関係)

議 長

次に、議案書の 6 ページをご覧ください。

議 長

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号 1 番から 3 番までを、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第 2 号を議案書を基に一括して説明】

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の 1 番と 2 番は、所有権の移転であり、3 番は賃借権の設定となっております。

申請理由などは記載のとおりで、申請地の位置図を 7 ページと 8 ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、農地法第 3 条第 2 項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま。

なお、受付番号 2 番と 3 番は関連する申請であり、農地法の特例を適用して、同一の農事組合法人に所属する構成員同士で所有権移転を行うため、譲受人から再度法人への貸付を必要とするものです。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第4号、受付番号1番から3番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 非農地証明)

議 長

次に、議案書の9ページをお開きください。

議 長

議案第3号、非農地証明について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第3号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査や事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、神崎市千代田町境原字〇〇 〇〇番の畑121㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

位置図と現地状況の資料を10ページ、11ページに添付しております。

摘要欄に記載しておりますが、申請地は、農振除外済みで、農地区分は「宅地の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連

たんしている」ことから第3種農地であり、長年周辺の営農に支障無く使用されていて、地区の同意も得られており、課税の状況も含めて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準に適合しております。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員

【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されていると思われ、地区の同意もありますので、問題はないと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第5号、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

受付番号1番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

議案書12ページの受付番号1番については、佐賀県農業公社の買入案件であり、土地の所在、所有権の移転をする者の氏名、価額等は記載のとおりです。

公社への所有権移転の時期は令和元年7月を予定しており、対価の支払いは、所有者指定口座への振り込みによります。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番樋口委員 挙手)

議 長

7番樋口委員どうぞ。

7 番樋口委員

7 番の樋口です。

直接、この審議の内容についてじゃなくて、議案の資料についてなんですが、ここにある県の公社の理事長は、記載の方から代わってあると思いますが、事務局は確認されていますか。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

申し訳ありません。理事長は交代してあります。

他の議案書では正しく記載されておりますが、訂正しお詫び申し上げます。

7 番樋口委員

了解しました。

議 長

樋口委員ありがとうございました。他にありませんか。

(5 番八谷委員 挙手)

議 長

5 番八谷委員どうぞ。

5 番八谷委員

5 番の八谷です。

確認なのですが、今回は農地の売り渡しの事業で、公社が一旦買い入れたということですが、ここの作付け、この後作付けはどうなるのかなど。

公社から誰が買い入れるのかは、まだわからんもんですから、ちょっと遊ばせておくのか、すぐ相手が見つかるのか、その辺がどういう風になっているのかなど。

しばらく間が開いて、遊休農地にならんごと、すぐに作付けする者が必要じゃないかと思うんですけど。

議 長

事務局よりどうぞ。

事務局

はい。優良農地を公社が買い入れて、その後担い手などにつなげる農地の集積等を目的とする事業なんですけども、実際は、事前のあっせん委員さんらの活動により、受け手である担い手等は既に固まったところで、公社が買い入れ協議を開始しますので、今回は、この内容で承認を求めています。次回あたりには、担い手の方への売り渡しについて承認を求められることになると思います。

議 長

八谷委員よろしいですか。

5番八谷委員

わかりました。今後もこの事業はそういう風になるんですね。

わかりました。

(9番森田委員 挙手)

議 長

はい、9番森田委員どうぞ。

9番森田委員

9番の森田です。

今のに関連したようなことですが、平坦部やったら相手が見つかると思われ
ますが、中山間地、脊振では、なかなかあっせん事業で売りたいと言っても、
相手がおんしゃっぎよかばってん・・・おんしゃらんとよね。

そんな場合は、買い受けは、公社はしないということでしょうか。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

まあ、皆さんのあっせん活動でも、なかなか見つからないとなれば、状況を
所有者さんにも問合せ、なかなか事業の進展が難しいとなれば、極端な話で
すが、あっせん事業はやめて、申し出を取り下げて、相対で相手を探しますと
いうことにもなります。

山間地域は、現状、この事業の適応は、なかなか難しいとは思いますが。

相対の話合いで、お互いに合意したら、そしたら農地法3条の所有権移転申

請ということになります。

皆さんも、あっせん事業の金額が高いと、現状と合ったらんとおっしゃいますが、それも一因あるかと思imasので、事務局でも皆さんの協力や現場の声を広く得て、周辺市町の状況も把握して、見直し等検討しようとしているところです。

議 長

森田委員よろしいですか。

9 番森田委員

はい、わかりました。

議 長

他に、よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第4号、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

まずは、1ページの総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、同法第18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

はじめに、利用権設定関係総括表により説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。

(総括表説明)

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規 5件

内訳は、田9筆 19, 100 m²

千代田町 新規 1件

再設定 8件

計 9件

内訳は、田28筆 76, 402 m²

神埼市 合計 14件

内訳は、田37筆 95, 502 m² となっております。

なお、説明いたしましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えられます。

総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番から5番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

議案書2ページの神埼町 新規の1番から5番の申し出について説明いたし

ます。

左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定する利用目的など、設定期間となっております。

設定する内容は、田9筆 19, 100㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(2番 末吉副会長挙手)

議 長

2番 末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長

2番の末吉です。

番号5番の受け手の農事組合法人は、現在の経営面積が0なんです、これはどういうことなんですかね。

事務局

この法人は、設立はされていたんですが、これまで法人での利用権設定がありませんでしたので、こうなっております。今回が初めてということになります。

2番 末吉副会長

この法人は、法人を作っているけど、どうゆうあり方で法人を作っているんですかね。農業組合法人？になってはいるけど。

ここは土地利用型の法人じゃなくて、機械利用の法人？ どういう風になっているんだろうと思って。

事務局

事前に農政水産課にも確認したところなんですが、この法人は、設立として

は平成26年度になされておりまして、通常、他の法人組織は、皆様が参加されている法人は、中間管理事業等を活用して、法人が借受人としてされてありますが、この法人は、最初に法人としての土台は作られたんですけど、賃貸借等契約については、まだ、個々の構成員、個人さんが借受人となった形で契約された状態なんです。

法人の経営体制が、一般的な農事組合法人の状況とは、ちょっと違ってある状況なんで、私も、それ以上は理解しきれなかったんですが、今回の件を手始めとして、契約なされているのではないかと思ったところです。

2番 末吉副会長

そしたら、一応ですよ、法人は作ったが土地利用型ではせんですよと、いつでも、農業法人としては、土地は借りられないということですかね。

今後は、買ったり、借りたりされるということですかね。

事務局

農地の新たな取得については、平坦地域は5反要件がございますけども、利用権設定については下限面積などございません。その点については、この法人の意向は把握していませんが…

ただ、この法人が法人組織を立ち上げるのは、今後の国等の補助支援等を、組織を持っていないと受けることができない、この地域が活用することができないということだったと理解していました。

あとは、以前から営農組織の機械の更新補助事業があったですよ。リース事業とかが。そういったところで、営農組織が、ある程度の経営面積を維持せんばいかん、また、法人化の推進事業は、もっと早い段階で法人化しとらんばいかんような国等の指導だったのが、全国的にも進まなかったのが、その期限が延長されて、新たな期限までに法人組織化をしろとなったとお聞きしています。それを受けて、神崎市も推進して、25年度に県内最初の農事組合法人が誕生し、その後も、法人化については、県内でも進んでいる地域となっているわけですが…

この法人は、組織は作ったが、その運営とかでは意見集約がまだ十分でなくて、他の事例や周りの状況を踏まえながら、自らのあり方、やり方を模索されている状態、まあ、それが何年も、いままで続いてあるのは、果たしてどうなんだろうかと思われるんですが、今回を始まりとされるのではないのでしょうか。

2番 末吉副会長

そいないば、そりゃあ都合のよかことでしょう。

他の法人は、土地の確保も、経営体制も、ちゃんとやっていかんといかんって苦勞しよいなっし、法人化が進まるところは、意見の違いや、法人の規模、運営方法など、法人化したら、ちゃんとやらんばいかんけど、喧々諤々になるんで、なかなか出来んのに、これは都合のよか話ですよ。

こいでよかない、どこでん、そがんすっちゃなかでしようかね。それはいかんと思いますよ。

議 長

これはですね、その、名前だけのを作ってですね、例えばコンバインとか機械利用に補助事業なんかを受けられるやろうか？

それは、またおかしな話よね。それがよければ、どこでもとりあえずってことにね…

(会場が騒がしくなる)

議 長

ちょっと、お静かに願います。

事務局で何かありますか。

(会場落ち着く)

事務局

申し訳ないんですが、この法人さんが、まだ集落営農組織の延長のような状態なのか、今後は一般的な法人のような運営になされるのかは、把握出来ていないんです。

昨年の免税軽油申請に伴う耕作証明書は、集落営農組織で申請されていましたが、今年どうなされるか、今後、利用権設定の相談が増えるならば、移行されだしたと考えられると思います。

2番 末吉副会長

そいけん、今、ここは法人として認められん状態じゃなかやろうかね。ここが認められとったら、他でやってあるところが、何であそこは…ってなるはずけんね。

また、毎年経営状況の報告とかもせんばいかんとですよ、法人は。いろいろ決まってますからね。それも報告義務の無か状態になつとるわけですよ。経営面積のなかったけんですね。

いろいろと、都合のよかことばわかってやってるんじゃなかかと、ちょっと

思ってしまうんだけどね。

事務局

法人の報告について、今報告を求めとらんのは、個人経営の法人で、土地の名義が自分のもので利用権設定とかしてないところが該当するっていうケースがあります。

この法人さんも、耕作農地がない状態なんで、報告を求めているんですが、発足した理由には、たぶん他の農事組合法人と同じように、地域の農地を法人が受けて、法人構成員の営農、管理作業により耕作等されていくはずなんだと思われるんですが、まだ、そうなされていない状況です。

今回利用権設定がなされたので、今後は年1の報告の対象になります。

7番樋口委員

あの、樋口ですけど、そこはたぶん上手くいなくて解散されたんじゃないですか。

話の進まんって言いよいなったですもんね。解散したばってん、それがまだ残っとつとじゃないですか。

2番 末吉副会長

そいけん、どこでん法人格だけ作っとってよかない、どこでん、そうすっですよね。

そいば認めとっちゃ、そりゃいかんと思いますよ。

法人としては何もなかとけ、そぎゃんことすつき、いかんと思いますよ。

議 長

さっき言いなったけど、何年くらいに作いなったやったっけ。

事務局

平成26年4月です。

7番樋口委員

早かったですよ。しなっとは。でも、今までと変わらんで、そのまましよいなってですもんね。

解散しといなって思いよったですから、議案に出てあったんで、こいは何やろかって思ったですもんね。

議 長

ええ。でも、その26年かなんかに認められんしゃったとですよ。法人として。

7番樋口委員

うちの法人も、設立するまでに相当あったけど、始まってからでん、いろいろあって大変ですもんね。

そぎゃんことせんでよかごと利用権とかはせんで、法人格は必要かときのために続けよいなってことでしょうかね。

それは、都合のよかよね。

議 長

ええ、そうですよね。

2番 末吉副会長

法人の経費とかも、かかいよらんとでしょうかね。

まず、報告せんでよかっていうない、実際、どがん経営しないよつとやろうかね。

事務局

そうですね。農政水産課は法人として捉えといなつですね。うちもそうですね。

議 長

ふーん、私も、この法人の名前は初めて聞いたからですね。

(会場沈黙)

11番田淵委員

あの、発言してよかですかね。

議 長

はい、11番田淵委員どうぞ。

11番田淵委員

あの、賃借料についてですがね、この法人が受けなつとが、賃料じゃなくて使用貸借ってありますが、端的に、どぎゃんことばしなつやろか。

議 長

そうですね。金額とかじゃなかけんですね。

1 1 番田淵委員

何か作付ないですけど、利用目的が水田にはなつとるけんですね。そしたら金銭が発生せんとしたらどぎゃんことしなつやろかね一って思うとですよ。

いらんことさるつき、周りは迷惑になっけんですね。

2 番 末吉副会長

そいはですね、周りの農地に影響の及ばんごと、草刈り管理等ばすっていうことですよ。土地を適切に管理をしてもらうごと土地の使用権を設定をするっていうことですよ。

議 長

そうですね。維持管理をですね。

1 1 番田淵委員

ああ、設定すっけん何かせんばいかんとは思ったばってん、そうですね。荒さんごとしてもらうってですね。わかったです。

2 番 末吉副会長

事務局も、そういうことやろ？

事務局

はい、そうです。維持管理をしてから隣接農地に影響のなかごと、土地を荒さんごととしてくださいっていうことで契約されているものです。

(会場中 納得の声あり)

事務局

この土地がですね、住宅地から水路を挟んだ反対側にあつとですが、農地の広がってるところの端っこになるんですね。

所有者の方は、もう、あまり営農しよいならん方で、高齢になってきたから耕作しきらんってですね、立地の良かないばってん、住宅からは水路の反対側になっけん、転用とかできんやろうかと相談も受けたことのある農地ですもんね。

(会場中 納得の声あり)

議 長

ああ、この人やなかったかな。

昨日、土地改良区の理事会があつてですね、この辺りで、ちょっと問題になつていたのがあつてね。

事務局

そいけん、何か計画は立てたかばつてん立てられんし、荒すぎいかんばつてん、ちょっとしきらんから…つていうような話じゃないかなと思うんですけど。

私は、そこまで詳細に、受付時に聞き取った者ではないので、これくらいの説明で申し訳ないです。

あの、使用貸借で、無料で法人に土地の管理をしてくれつて契約になつてつです。

議 長

はいはい。 この方は、ちょっと管理するのも無理だから、法人に田んぼを管理してくれと依頼してあるとね。

事務局

そうです。

議 長

はい。

あつと、末吉副会長、ありますかね

2番 末吉副会長

この方は、採石業の方よね。

事務局

えつと、採石つていうか、そうですね。 ガソリンスタンド付近で川砂とか扱う、建設資材業と言いますか、その経営をされているところです。

議 長

この辺の国道沿いで、しよいなつところね。

事務局

砂を盛ってあるところですね。国道からも見えますかね、スタンドの裏ぐら
いに。

議 長

ああ、わかります。

2番 末吉副会長

この土地使って、転用とか何かしたかばってん、あんまいよかどこじゃなか
し、農地としてもちょっと難しかし、ほっとかれもせんし、まあ、地域の法人
があったけん、隣接者がその法人やったとでしようね。 作付けすつとやな
かけん、法人名義で受けらるっけんかんりしようってことになったとやろうか
ね。

法人がこれまでも耕作権とかしよつき、こがん言わんでも良かったかもしれ
んばってん、他と違うことすっけん、いろいろ聞かんば、言わんがことなつと
ですよ。ね。

(会場 沈黙)

議 長

この法人は、こういった設定するのは、初めてのこと？。

事務局

そうですね。初めてになります。 農政課とか農業会議にお聞きしましたけ
ど、まあ、大丈夫ですと言われました。

議 長

そうですかね。

あの、これまでも、ここ（農地）は設定がなかったの？

事務局

それはですね、ここに申請書がありますが・・・、新規設定の記載なんです
が・・・、確か、これまで設定してらっしゃらなかったです。

8番 國部委員

國部ですけど、いいですか。

法人化はうちの地区もまだで、まあ、現状でも3戸くらいの担い手で受けているのでこのままで良いかなとも思っているんですが、補助のこともあったりするんで検討はしなくちゃいかなのですね。

そしてこの法人さんも、やみ耕作とかあって、数字が出てないじゃないかなとも思ったんですが、その辺はどうですかね。実績があったりはしないの？

2番 末吉副会長

あそこは、個々にまちまちでしてるから、法人のごと良くしたな一って思ったとですよ。でも、いっちょん法人らしかごとしよらんから、何んしよつとやるかねと思うし。

うちの地区も、カントリー単位で法人化の話合いをしてきたけど、全部ではできんで一部が始まるとですけどね、私はもういつとき、今のままでいくつもりですけど。

議 長

法人もですね、地域の受け皿にですよ。個人はもう耕作しきらんけん、なんとかしてくれって、お金要らんけんしてくれって。その立場上の人気持ちはわかるよね。

でも、法人が、また、言うならば「幽霊」のごとしといなっていうないば…ちょっと考えるよね。こいでよかとやろうかってね。

2番 末吉副会長

やっぱり、法人として認められて、登記もしとっないば、ちゃんとした形で経営を行っていくのが本当でしょうが。こんな形で、それこそ制度の適用を受けたいがために場だけ作っとくってというのは、それはいかんでしよう。

それは、適切な指導をしてから、ちゃんとやっていってもらわんば、他にも示しのつかんって思うけどね。

近くの地区の法人ばってん、どう考えとっとか、わからんよね。経営が0じゃなかぎ、まあこの後も1反3畝ですか、そんなくらいしかなかわけけん、やっぱりちゃんと法人としてやってもらいたかとよね。

(会場 納得の声あり)

議 長

他でも、経営面積が0のことはあったでしようか。

事務局

受け者が0のときっていうなら、新規就農の方のケースはありましたよね。

議 長

そりゃあわかるよ。新規はそうなるでしょ。今回みたいに法人等が0のときよ。

事務局

なかったと思いますね。あ、他市町の法人？や、新規発足した法人が設定をしようとする場合はもちろんそうですね。新規就農の方は、それまでが親元就農であって、個人で借りるケースってときに、0はありますね。

議 長

それは当然ね、就農するからね。それは認める方向に持っていかな、いかなよね。全然問題なしにね。

議 長

初めて聞いたからね。こんな形の法人があるってね。

2番 末吉副会長

法人っていうと、農地適格者法人ってなると、農地が取得出来るでしょ。公社の事業も出来るでしょ。そんな資格を得られるんだから、法人としての体は成していないと、実態がないってしかならなかつたら、だいたい認められるものかっていうことになるでしょ。そこがおかしいって思うんですよ。

(会場 沈黙)

議 長

どうですかね。話が長くなってますけどね。何か妙案がありますかね。

事務局

法人の指導については、毎年、他の法人は報告を出していただけてますが、この法人は、その皆さんとは違う形態の法人組織になっているってことが事実です。

2番 末吉副会長

やっぱり、今後きちんとした経営体制をするのが見えた状況で、このような

設定を、ここだけでなく、もっと地区の協議を踏まえて法人としてやっていきましょと、本来の法人の姿として、やって欲しいと思いますね。

議 長

でもですね、所有者さんの気持ちになってみれば、何とかしてもらいたってことなんで、周りの人に迷惑かけたらいかんって。それで法人が受けようって決めたんで。誰かがやってくれた方が良くもんね。管理してくれたらです。それは、気持ち的にはわかるって。

2番 末吉副会長

ですから、これをきっかけにね、きちんと法人のあり方を構成員なりが理解してね、話し合っていかなばいかんとですよ。それこそ、このまま解散するおそれがあるかもだし。市も、農政も農業委員会も、JAも入れてかも、さらに県も良いけど、この法人を適切に指導して、組織を進めていってもらように、そして他の法人にも、同じように個々の法人がより良くなるように働きかけていかなばと思いますよ。

事務局

もちろん、法人化を推進している農政水産課も、常にそういったところをしていっていると思いますし。

議 長

やっここでね、実質動き出せるわけよね、一個だけでも土地があるわけで、できたっていうことはね。

2番 末吉副会長

こいば続けないかんとよ。こいでまた、しーんとしとつきいかんとよ。話合いのできとらんはずよ、何人かで走っととやろうってことやから…

5番八谷委員

あの、うちの法人は、それこそカントリー一単位で大きいですから、何個もの営農組織があっ一緒になった訳ですけど、耕作の実態は集落営農のままですもんね。

大きかとはそれなりに、問題もあつとですけど、まずは法人でやってみよう、中間管理事業で設定しましたから、10年間はこのままで、耕作の厳しゅ

うなった人んとは、その営農組織で助け合うってことでしてね。

そういう相互に助け合うための法人化でもあつとでしようし、そうなるためにはある程度の組織化が必要になっけんですね、そこら辺を農業委員会なり農政課とかが指導をしてもらわんと、現状でよかとやろとか、こんままでよかやろ一ってなって、結局何にもならんってことになっきいかんですよ。

議長

そうですね。一回もう作ってしまったら、今の形のまんまで何でんよかなんて、そういったことはよろしくないんでね。

事務局

法人の連絡協議会とかも設けてあるということですし、農政課を通じて、今回の総会で、このような意見とかがありましたということをつながせていただきます。

議長

そう。それはですね、強くお願いしたい。次にこんなことがね、いっぱい、こういうことが出てくるのがね、ちょっと、おかしいことになるからね。

2番 末吉副会長

これから、設定が増えていきなつとやなかろうか。 そうしてもらわんとね。

議長

それは、増えていってもらいたいけど……。 そういった希望的観測を踏まえてね、それと所有者のことを考えるとね、誰かしてくれる人を捜さんといかんごとなるから。

議長

他にないでしょうかね。

(なしの声あり)

議長

では、この件につきましては、事務局より、農政課や法人の連絡会などを通じて、改善等を図られるよう適切な指導等をしてもらうようにお願いします。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、新規分の番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番について審議します。

事務局

【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

はい、それでは議案書の3ページの千代田町 新規の1番の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田1筆 2, 210㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から8番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【議案第5号、議案書の集計表を基に説明】

議案書の4ページの千代田町再設定の1番から8番の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田27筆 74, 192㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から8番について、原

案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

議 長

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページの、受付番号1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページに記載の受付番号1番から3番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、報告第1号については、事務局の報告のとおりです。

(報告第2号 非農地通知関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、非農地通知の発出について報告します。

事務局の説明を求めます。

事務局

【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものです。

非農地通知する土地については、1ページに記載のとおり、千代田町迎島 字二本杉1473番の田1筆、231.55㎡です。

現地は、既に非農地化していることを確認しました。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、報告第2号については、事務局の報告のとおりです。

(報告第3号 農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可について報告します。

総括表及び集計表について、事務局の説明を求めます。

事務局

【報告第3号、報告書を基に説明】

報告第3号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について

農用地利用集積計画により、佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについてご報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は、賃借権による利用権の設定で、千代田町の2件 田134筆の339,047㎡となっております。

これは、農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画により、地域の担い手や農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を2ページから12ページに記載しております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、報告第3号については、事務局の報告のとおりです。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和元年 第7回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

14時45分 閉会